

# 藻類

THE BULLETIN OF JAPANESE  
SOCIETY OF PHYCOLOGY

昭和33年9月 September 1958

## 目次

Physoden の研究 (その2) .....	安藤 芳明	45
<i>Polysiphonia</i> 細胞内における TTC 還元像 .....	中沢 信午	50
シダモタから見たホンダワラ属の雌雄性 .....	沢田 武男	53
オニコンブの遊走子形成の際の核分裂について .....	鏡 燾	57
マリモ秘団土に見られる珪藻 .....	阪井与志雄	60
クシベニヒバ、カタワベニヒバ及びベニヒバ の雌性生殖器官に就いて .....	田沢 伸雄	68
ふたたび北海道産 <i>Draparnaldiopsis</i> について .....	秋 山 優	75
北海道に多産する所謂クロバギンナンソウ は <i>Iridaea</i> に非ず .....	三上日出夫	80
海苔養殖に於ける <i>Ectocarpus siliculosus</i> (DILLW.) LYNGB. の書 .....	加 藤 孝	83
学 会 録 事 .....		67

日 本 藻 類 學 會

JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

## 日本藻類学会会則

### (総 則)

第1条 本会は日本藻類学会と称する。

第2条 本会は藻学の進歩普及を図り、併せて会員相互の連絡並に親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達するために、次の事業を行う。

1. 総会の開催 (年1回)
2. 藻類に関する研究会、講習会、採集会等の開催
3. 定期刊行物の発刊
4. その他前条の目的を達するために必要な事業

第4条 本会の事務所は会長のもとにおく。

第5条 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### (会 員)

第6条 会員は次の3種とする。

1. 普通会員 (藻類に関心を持ち、本会の趣旨に賛同する個人又は団体で、役員会の承認するもの)
2. 名誉会員 (藻学の発達に貢献があり、本会の趣旨に賛同する個人で、役員会の推薦するもの)
3. 特別会員 (本会の趣旨に賛同し、本会の発展に特に寄与した個人又は団体で、役員会の推薦するもの)

第7条 本会に入会するには、住所、氏名 (団体名)、職業を記入した入会申込書を会長に差出すものとする。

第8条 会員は毎年会費300円を前納するものとする。但し名誉会員及び特別会員は会費を要しない。

### (役 員)

第9条 本会に次の役員をおく。

会 長 一 名 (任期は2ヶ年とする)

幹 事 若干名 (任期は2ヶ年とする)

会長は総会に於て会員中よりこれを選出する。幹事は会長が会員中よりこれを指名する。

### (刊 行 物)

第10条 本会は定期刊行物「藻類」を年3回刊行し、会員に無料で頒布する。

### 附 則

この会則は昭和28年10月11日から施行する。